

[S]

広報

ニセコ

昭和47年4月1日発行

No. 122

ニセコ町役場総務課

昭和46年度

婦人研修会



たいせつに保存を
あとでお役に立ちます。

町-の-人-口

男.....2.682人
 女.....2.857人
 計.....5.539人
 世帯数...1.370世帯
 (47年2月末現在)

有意義な1日でした

3月16日、公民館講堂において婦人研修会がひらかれました。

町内のおかあさん方がおおぜい集まり、講演を聞いたり、ペーパーフラワーやかごの作り方を習得して、有意義な1日をすごしました。

昭和47年

4

月号

議会だより

第2回定例町議会

社会福祉と生活環境の向上をめざして

一般会計四億五千二百九十五万円

第二回定例町議会は、三月十日から五日間ニセコ町議場で開かれニセコ町民憲章制定審議会条例の議案のほか条例十件、各会計補正予算、昭和四十七年度各会計予算など原案どおり可決されました。

また、特別委員会に附託されていた昭和四十五年度各会計が認定されました。なお、町議会の冒頭にあたり町長はつきのとおり町政執行方針を述べました。

昭和四十七年度の一般会計並びに特別会計の当初予算を第二回ニセコ町議会定例会に提出するにあたり、行政方針についてその所信を述べたいと思います。

さきに、昨年度の行政について簡単に申し上げたいと存じます。

昨年度の当初予算は、三億四千七百四十万円でありましたが、投資的事業の

市街地舗装新設工事
真狩川橋架替工事
川北地区有線放送架設工事
など予算化された事業は、すべて実施遂行されてきました。

しかしながら、ご承知のように気象条件はことのほか悪く、低温などによって水稲などに大きな被害をうけましたことは、農業振興上、非常な痛手をこうむつたのであります。

本年は、心気一転充分に対策を講じつつ進んで参りたい所存でございます。

さて、私任一昨年十一月町政を



担当して以来、ここに二度目の当初予算を審議する議会を迎え、まず、町政に対する考え方について申し上げたいと思います。

自治体行政の課題はいかにして町を振興し、どのようにして住民のための行政を推進するかが重要な基本であると思うのです。世は

真に国の高度成長に伴う「ひずみ」とも言われる深刻な過密過疎の現象、産業公害、交通災害、物価高騰の社会問題が、この町にも大きな影響と幾多の問題を与えつつあり、こうした厳しい時代における地方公共団体の果たすべき役割はますます重大で責任が重く、容易ならざる時を迎えていると痛感せざるを得ません。

ゆえに私は、このような時代にあつて、町の精神的な方向としてニセコ町民憲章を制定し、住民の心よりどころにしたいと考えております。

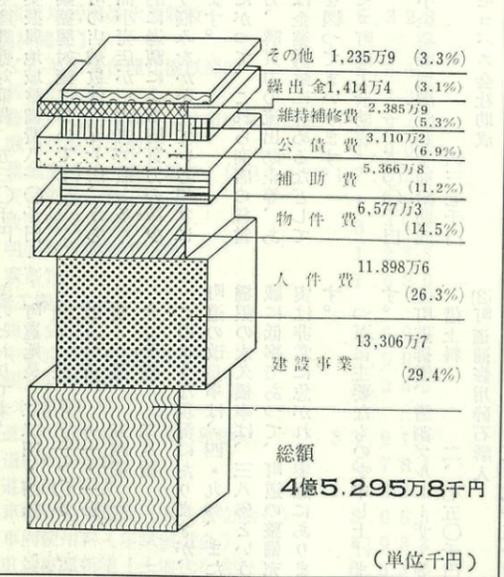
町を明るく豊かに、そして町民が楽しく生活していくための町の憲章を制定したのであります。

また、ご承知のように、将来のニセコ町振興計画については、総合計画策定審議会でもその基本構想の策定を審議中であり、これが答申決定された時点においては、本町の進むべき方向が示されるものと思料しているものであります。

昭和47年度各会計予算の内訳

一般会計	4億5,295万8千円
有線放送事業	833万6千円
国民健康保険事業	6,115万00円
簡易水道事業	2,766万5千円
合計	5億5,010万9千円

一般会計歳出性質別予算の内訳



つぎに、昨年の三月議会のときにも申し上げましたが、住民との対話行政を一層大切にしたいと考え、広い視野、暖かい心をもつて対話行政をこれからの積極的に進めてゆきたいと存じております。

その方策の一つとして、役場庁舎の町民ホールを整え広く住民が利用できるようにし、このホールに一室を設け、一週間に一日程度町民相談日を設けて、町民が「よろず相談」を受けられるよう配慮を持ちたいと考えております。

つぎに、予算編成の方針について申し上げます。

昭和四十七年度の当初予算編成の基本方針としては、もとより財政の健全性を保ちつつ、かつ、行政の効率的運用を図ることを第一義として、投資的経費は、予算総

計の二九・七三％、一億三千三百万円の重点配分を考慮したもので、一般会計では総額四億五千二百九十五万八千円、前年対比三〇・三八％の増で、誠に大きな当初予算額となりました。

まず、才入面についての主要点を二、三申し上げたいと存じます

1、町税については五千六百七十八万八千円で、前年対比三・一八％の伸びであります。

2、地方譲与税を新設し、七百万円計上いたしました。これは、自動車重量税と新設され、町村に配分される予定額を計上したものです。

3、地方交付税、二億二千九百九十九万七千七百七十七円、前年対比二五・七一％の伸びであり、景気停滞による国税三税の伸びの鈍化により、これ以上見込むことはむずかしいと考え、前年交付税額に近い額を計上いたしました。

4、町債については、老人福祉施設建設事業外八件の財源として、起債額六千二百四十万円計上して

社会福祉、産業振興等に予算を重点配分

つぎに、才出面について重点事項のみにして順次説明を申し上げます。

1、町民相談室整備 六六八千円

2、広報ニセコの毎月発行 四九九千円

3、青年育成対策について

(1) 農業商業の担い手の町外流出あるいは青年育成の対策 七〇〇千円

(2) 農業者、商業の担い手の結婚相談を親身になつて世話する対策 三九〇千円

町有林造成事業の実施について 八、八四三千円

地籍調査について 八、八四三千円

かねて、道に申請中でありましたが、国土調査法に基づく地籍調査についていよいよ本年から実施 六、四九五千円

社会福祉及び生活環境の対策について

本町にこれまで、社会福祉施設といえるものは皆無にひとしく、このことは、かねてから住民より指摘され、要望されてきた事項です。

本年は、さきの議会でもお話しのように「老人憩いの家」「保育所」の二施設を設置できる見通しを得たことは誠に喜びにたえないと存じます。

また、生活環境面で、市街地簡易水道の水源改修工事を計画しており、融雪期、豪雨などで濁水となり不評であった水道問題を解決したいと考えております。

おられます。これは、国の景気浮揚策の一つとして地方債の枠拡大が示されており、これらの見通しにたつて、本町建設事業費に充当のため、起債を大幅に見込んだものです。

また、塵芥処理車の購入を計画しておりますが、これらの主要なものについてはつきのとおりです

(1) 老人憩いの家建設事業 規模 五〇六・二五㎡ 休憩室、ホール、浴場、大会議室、管理人室 二五、二五二千円

(2) 保育所建設事業 規模 四九九・九六㎡ 収容人員 九十名 一八、六五六千円

(3) 老人医療給付費の無料化補助 六、六八四千円

(4) 児童手当 三、三〇〇千円

(5) 簡易水道事業特別会計繰出金 一、一九一十千円

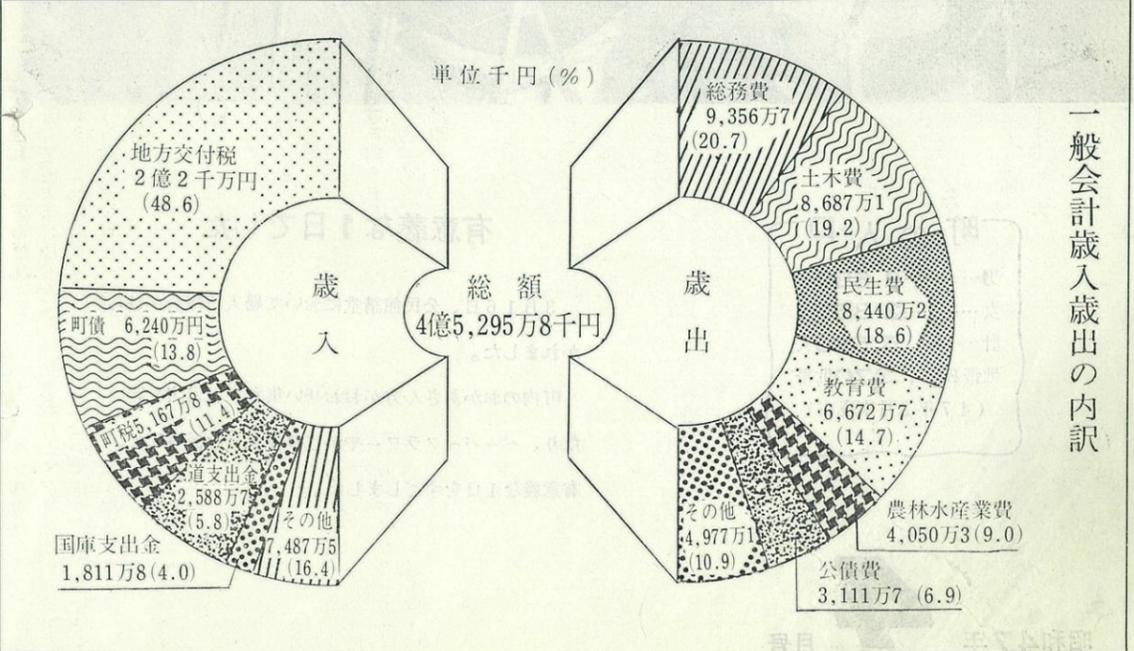
(6) 塵芥処理車購入費 二、六〇〇千円

(7) 公営住宅補修工事費 一、〇七八千円

農業振興対策について

住民の安定した経済力を増進するためには、基幹産業である農業の振興を図ることが急務と考えます。そのために、生産基盤の整備経営の合理化、あるいは近代化施設の導入など、高生産性農業の展開が肝要といわれる時代を迎えております。

本年度は、近藤地区八戸、農用地五四六・三ヘクタールを対象として、第二次農業構造改善事業の計画推進を、六ヶ年にわたり補助、かつ融資等をうけ、五億円以上の事業費を投入して実施することになりました。



ことしの主な事業

反面、農地開発については、すでに「存じ」のことに... (1)川北電気北電移管事業助成... (2)てん菜紙筒栽培助成...

(1)米生産調整対策費 五三〇千円 (2)農業振興地域整備費八一〇千円... (1)町道排水、雪割ブルドーザー等借上料... (2)町道補修用砕石購入...

このように現況にありますが、町道の改良率は、四・九%... (1)町道排水、雪割ブルドーザー等借上料... (2)町道補修用砕石購入...

係団体に助成 (1)小学校及び中学校修繕工事... (2)小学校及び中学校修繕工事... (3)一般備品及び教材備品費...

療養給付費は、年々増嵩の一途をたどっており、かつ、医療費の改訂もあり、五千三百五十三万円を計上いたしました...

各会計決算認定される

～昭和45年度～

* 投資的事業の主なもの *

Table with 2 columns: 主要施策の概要 (Main Policy Summary) and 金額 (Amount). Lists various projects like '職員独身寮新築' and '児童遊園地整備' with their respective costs.

昭和46年12月21日開会の第8回定例町議会で提出された昭和45年度ニセコ町各会計の決算は、決算審査特別委員会に附託され、検討がすすめられていたが、このほど町議会で原案どおり認定されましたので、そのあらましをお知らせいたします

一般会計の内訳

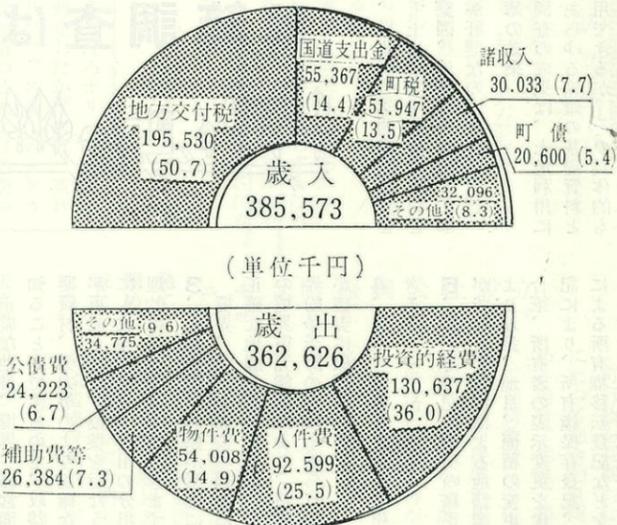


Table with 4 columns: 会計別 (Account Type), 才入額 (Revenue), 決算額 (Final Amount), 剰余金 (Surplus). Rows include '一般会計', '特別会計', and '合計'.

町の日程

- 3月 1日 三税共同相談 6日 米生産調整組合長会議 7日 新就職者激励会 10日 第二回ニセコ町定例町議会 10日 18日 ニセコ高校卒業式 10日 18日 全町主要道路雪割作業 12日 全町スキー大会 15日 ニセコ中学校卒業式 16日 農業委員会総会 23日 各小学校卒業式 26日 ニセコスキー祭り (モイワスキー場) 29日 国民年金制度説明会 総合計画部会長、総務部会、主幹主査合同会議

公民館忘れものコーナー

- 黒の合オーバー一着 毛糸の帽子(黒)、野球帽子 老眼鏡、サンングラス お心あたりの方は公民館へ

このたび新しく設置された地籍調査係について、その内容をお知らせします。

地籍調査とは何か

地籍調査とは土地の基本調査で、一筆ごとの土地について、地番、地目、境界の調査と登記簿（または土地台帳）に記載された所有者に関する確認とあわせて境界の測量および面積の測定であり、調査の結果は地図および簿冊に作成されます。

その地図は、地籍簿といい、あらゆる土地の一筆ごとの境界を近代的測量技術をもつて正確に測量されます。この地籍簿および地籍簿は、写しが登記所に送付され、登記所はこれに基づいて土地台帳および登記簿の表題部分の記載を改めなければならないことになっており、この場合、登録税その他の費用は一切かからないことになっております。

地籍調査の必要性

ニセコ町では、大正時代に作成された「査定図」と昭和十二年字地番改正による「連絡図」を基礎として、これに加除訂正を加えたものが現在の図面であり、不完全なものも多く、とくに当時の幼稚な測量技術のため、その精度が低く、地図としての役割を果し得ないようなものがあります。

さらに近年における土地利用計画、とくに農業構造改善事業や道路整備事業については、地積などの錯誤により多くの経費と時間がかかるといわれています。

地籍調査はじまる



必要とされております。したがって今後における町の産業経済の総合的振興をはかるためには、土地利用の高度化が絶対的条件となり、この要請を満たすためには、早急に科学的実態調査を実施して土地に関する基礎資料として地籍図、地籍簿を整備しておくことが肝要なのです。

地籍簿の効果
地籍調査の成果は、土地利用に関するあらゆる施策の基礎資料として利用できるが、その具体的効果は、

1、測量の費用と時間の節約ができる。正確な計画施工が可能となり、つきのような事業計画が図上でできる。測量の実施の都度、測量を繰り返す必要がなくなり、精度の高い地図により正確な計画施工が可能となります。

- 1、測量の費用と時間の節約ができる。正確な計画施工が可能となり、つきのような事業計画が図上でできる。測量の実施の都度、測量を繰り返す必要がなくなり、精度の高い地図により正確な計画施工が可能となります。
- 2、農林業等の経営合理化のための資料が得られる。正確な地目、境界、経営面積を知ることができるので、収益や所要資材、労力等のより正確な計算が可能となり、協業を行なう場合にも収益の配分、費用の分担を合理的に行なうことができます。
- 3、土地の権利関係が明確になる。境界、および面積の調査により正確な地図ができるほか、地籍図の境界復元能力により、将来の境界紛争予防の手段も得られ所有権が確実に保護される。
- 4、公租、公課などの公平化ができる。
- 5、登記簿の記載事項の修正整理ができる。現況による地籍調査により地番、地目、面積の変更、分合筆、所有者の表示変更を代位登記により、所有権保存登記、相続による所有権移転登記などをほと

この調査は国土調査法にもとづき金額町費負担（道費補助率5割）ですが、個人の境界標識代（ポリエチレン製一本約五十円）が土地所有者の負担となります。

この調査対象は、国、道、町有地、道路、河川ならびに大規模山林を除き約二八平方キロメートルの面積を昭和四十七年度から七ヶ年計画で地域区分によつて行ないその事業費は約六千万円です。ことしは字里見、富川の全域および字宮田、絹丘、黒川、福井の一部を予定しております。

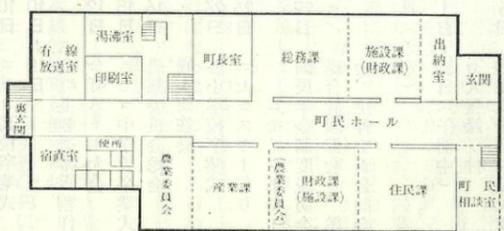
また、現地の実測の場合は、当該土地所有者の立会をお願いいたしますのでよろしくご協力願います。

地籍調査係の仕事

前述のような事業を進めるために、現在、町内にある三角点の再確認を国土地理院が行ない、その後委託された測量会社による空中撮影や地上測量によつて地籍図が作成されます。地籍調査係はこれらと前後して、一筆地調査の野帳や素図を作成したり、現地の立会案内や地籍図、地籍簿の整備、保管ならびに道や登記所に対する通知事務を取り扱います。

役場の勤務時間が変更になりました

役場の勤務時間が四月一日からつきのおり変更しましたのでお知らせします。
午前八時三十分から午後五時 まで
ただし、土曜日は正午まで



課の配置が一部変更になりました。財政課、施設課および農業委員会の配置が表の表のように変更になりました。なお、町民相談室については増築後開設いたしますのでくわしくは次号でお知らせいたします。

ニセコ町民憲章制定審議会の設置

「自治」が本来の精神に徹した機能を果たすためには、第一にそれを組み立てている町民のみならず一人一人の自治意識、いかにますと郷土愛の確立が必要になります。

自らの住む地域は自らの手で、さらによりよくしようという意識これが地域づくり町づくりの原動力となりその根底となるのが自治振興意識であり、郷土愛であります。そのため、郷土の伝統と自らの職業を尊び町の開発にたい身すの人材、人間能力の開発が必要と

世紀のさつぽろオリンピックが成功裡に終止したかげには、東洋のサンモリツツ、スキーのメツカとしての北海道の壮大な自然美が世界各国の人々から共鳴を得たのが大きな要因であると思ひます。生来山歩き好きの私は、青年時代好んでニセコ連山に足を運んでおります。年経て青春を謳歌し



ニセコ町長に就任して

ニセコ町長 石浦 教一

を結びつけるための町理事者の方々の真剣な取り組みをマスコミも大きくとりあげ報道されておりますが、これは単にニセコ町の繁栄を願うものでなく道の総合開発推進に大きく寄与するだけにかから敬意を表します。

たこのニセコの玄関番として着任したいと思ひます。年経て青春を謳歌し、良い思い出と清々しい甘い空気を満喫し感慨無量のものがあります。愛される国鉄、そして愛される郷土のニセコ駅づくりに専念し微力ではありますが、ニセコ発展に寄与したいと思ひますのでご協力をお願いいたします。

社会教育の行事に理解と協力を

教育委員会では、昭和四十七年度社会教育推進計画をまとめました。【基本方針】健康でたくましい郷土づくりの

- 1 家庭教育の振興をはかる
- 2 青少年の健全育成をはかる
- 3 青年団体および婦人団体の助成につとめる
- 4 高令者講座の開設をはかる
- 5 文化活動の振興につとめる
- 6 社会体育指導者の充実をはかる
- 7 体育施設、設備の整備をはかる
- 8 体育団体の助成につとめる
- 9 スポーツ行事への参加を奨励する

- 1 家庭教育の振興をはかる。家庭内での教育を充実するため、町内に二学級を開設します。とくに公民館内に中央家庭教育学級を設置して、内容を充実していきます。また、成人講座、婦人講座を開設し一般教養を高めます。ニセコ町の発展に寄与できるようになります。
- 2 少年の健全育成のため、子ども会を組織させて活発な活動を展開させます。スポーツ等により交かんさせしていきます。
- 3 青年団体、婦人団体間の交流交かんをはかり、研修会、講習会の開催によつて意見の集約と反映をし、関係機関と連携をとりながら、明日のニセコ町の担い手を育成していきます。
- 4 高令者講座を開設し、健康管理と社会への適応をはかりながら、楽しい人生を送るようになります。
- 5 文化協会の健全育成と、町文化活動の振興をはかります。町内に点在する文化財の調査と、まともをします。
- 6 社会体育では、町民大運動会、町民歩け歩こう会を昨年どおり実施しますが、今年から町民スポーツ教室の開設、サイクリング、体力テスト等を開催し、町民の体位向上と健康づくりを行ないます。体育指導員、体育協会との連絡を密にして積極的に実施していきます。また、施設、設備については、水泳プールの整備に重点をおき安心して泳ぐことのできるものにしていきます。その他、町民運動場の附帯施設の整備、町体育館内に卓球台等の用具もそろえます。

ことしの夏に予想される天候の特徴

- 三月十日現在、札幌管区気象台では、つぎのとおり長期予報を発表しましたのでお知らせいたします。
- (1) ここ数年に似て、天候の変動が大きい。
 - (2) 暖候期(四月～九月)を通じての気温は平年よりやや低い。
 - (3) 春はおおむね順調で五月は高温。
 - (4) 本州方面のつゆは後半活発でつゆあけは平年よりやや遅れがみ。
 - (5) 盛夏期、北海道では夏型の天候が安定しない。
 - (6) 秋のおとずれは早い。
 - (7) 雨量は、はつきりしないが道南を中心に局地的大雨のおそれがある。
 - (8) 太陽活動からみても一応危険期に入ってきたので要注意。
- 〔註〕北極地方の寒気も亜熱帯高気圧の勢力も強いので、一月の本州方面における異常高温、三月に入つてからの九州地方の連続降雨のほか世界的に天候の変動が大きくなつています。
- この傾向は夏まで尾を引くことのけんがあるため、今後の一ヶ月、三ヶ月予報に十分注意してください。

国民健康保険被保険者証検認

のお知らせ

国民健康保険係では、4月11日から22日までつぎの日程で検認事務を実施いたしますので、被保険者は該当の会場に必ず保険証を持参し検認を受けるようにしてください。

なお、検認を受けていない被保険者証は5月1日以降無効となり使用できませんのでご注意ください。

実施月日	午前 9:30~12:00		午後 13:30~14:00	
	実施会場	参集駐在区	実施会場	参集駐在区
4月11日	役場大会議室	本通 1.2.3.4.5	役場大会議室	本通6.7.8.9.10.11
4月12日	〃	中央1.2.3.4.5.6	〃	富士見、本通団地、松岡有島団地、松岡
4月13日	元町集会所	元町、新興、豊里	共栄集会所	共栄、羊栄、光栄、東
4月14日	有島集会所	有島1.2.3.羊蹄1	里見集会所	里見、別太、富丘
4月17日	宮田集会所	宮田、小花卉、富川	黒川集会所	黒川、板谷
4月18日	福井集会所	福井、相馬	みずほ集会所	みずほ、五十万
4月19日	昆布支所	昆布、西富	桂台集会所	桂、更新
4月20日	藤山集会所	藤山、尾ノ上	ニセコ集会所	ニセコ
4月21日	西山集会所	西山、北栄	滝台集会所	滝台、東山
4月22日	福永温泉	温泉		

有線放送電話

公社線接続業務時間変更 4月1日から
平日 午前8時30分～午後9時
土曜、祝祭日 午前8時30分～午後5時

定時放送時間変更 4月1日から
昼 12時15分～12時30分
夜 7時30分～7時45分

加入者の異動

新加入	若山 藤一	2706	本通5
脱退	萩原 美一	2120	絹丘

●子どもに注意、徐行運転
△新入学児童を交通事故から守ろう

「広報ニセコ」が

毎月発行
町政と住民とを結ぶ、広報ニセコは、四月から毎月発行することになりました。

町の発展にとめない、住民の町政に対する関心はますます高められておりますが、町と住民とを結ぶパイプ役としての広報紙の使命を果すために、今後もしっかりと親しまれ、読みやすい広報紙づくりに努めてまいります。

広報紙に対しお気づきの点がありましたら、総務課広報係までご意見をお寄せください。

△広報ニセコは毎月一日に発行され、駐在員さんを通じ、全戸に配布されます。



2月21日から
3月20日まで

▽結婚おめでとう
小山誠樹・中村照子 (富士見)
早坂定義・木村伎子 (有島2)
堀忠一・神山留美子 (里見)
山田征猛・反保富美子 (西山)

▽お誕生おめでとう
成瀬幸弘 勝弘 (西富)
竹内八世生 弘 (西山)
三国志乃 輝男 (有島3)
中山和喜 勝次 (西富)

▽おみやみ申し上げます
山下光彦 0才 (本通団地)

必ず届出よう 住民異動届のいろいろ

三月、四月は就職、転勤、入学、その他で住民の異動がたいへん多いときです。住民としての権利や義務を守るため、住民基本台帳法によつて異動があつた時は必ずつぎの住民異動届をしなければなりません。

転居届 — ニセコ町内で住所変更した人は十四日以内に届出ること。

転出届 — ニセコ町から他の市町村へ住所を移す人は、転出前に届出て転出証明書の交付を受け、その証明書を添付して行った先の市町村長へ十四日以内に転入届を出す。

転入届 — 他の市町村からニセコ町に住所を移動して来た人は、前住地の市町村長発行の転出証明書を添付して十四日以内に転入届をしなければなりません。

世帯変更届 — 世帯主に変更があつたとき、世帯を分離したときまたは、世帯を合併したとき、新たに世帯を作つたとき、その属する世帯が変つた場合には十四日以内に届出ること。

届出のとき持参するもの — 印鑑、国民健康保険被保険者は保険者証、転出届をする人は転出証明書交付手数料五十円。

(届出のおくれた人や未届出の人はすぐ届出てください。なお不明な点は住民係へお尋ねください。)